

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

| | |
|-------------------|-------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 養父市 (28222) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 宮本 (宮本) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年2月6日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

| |
|---|
| <p>当地区は昭和63年に基盤整備事業に取り組み、一区画0.10～0.20haで約6.3haの整備が完了しているが、耕作条件の悪い一部農地の遊休化が進んでいる。また、経年劣化による水路等の老朽化や県道BP工事改良後に排水が悪い農地が発生している。</p> <p>地区の農業を担う者は、認定農業者(繁殖和牛農家)と稲作を中心とした高齢の自給農家及び退職就農した農家が占めている。</p> <p>今後も農業者の高齢化と減少が更に進むことが見込まれるため、地区全体で農業者を支えていく仕組みや新たな農業者の育成及びに営農しやすい環境整備が課題である。</p> <p>このため、高齢農家が離農する事態が生じた場合、農業を担う者が効率的に農地利用が図れるよう調整する場と農業を担う者への農地集積・集約化に向け、地権者、農業者の理解と協力を図っていく必要がある。</p> |
|---|

(2) 地域における農業の将来の在り方

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者(和牛繁殖農家)は離農農地を借り受け、飼料用米、牧草栽培の面積を増やす。 ・規模拡大意向の農業者は離農農家の農地を借り受け経営規模拡大を図る。 ・他の農業者は引き続き水稻(慣行栽培)を主に取り組み。 ・環境に配慮した減農薬や有機農業への転換と農畜連携に取り組む。 ・地区農業者による集落営農グループを編成し、離農農家の農地利用を検討する。 ・農会を中心に地利用調整を図り、地域全体で利用する仕組みを整備する。 |
|---|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 6.7 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 6.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

| |
|--|
| <p>農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。</p> |
|--|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の農作業の効率化を図るため農地の集積、集約化を推進する。農地は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付け、農業を担う者に配分していく。 ・担い手や農業者の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を推進する。その際は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら農会等で農地利用調整を図り、地権者等の理解を得ながら推進する。 |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地全体を農地中間管理機構に貸し付ける「いきいき農地バンク方式」に取り組み、担い手や農業者の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を推進する。その際は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら農会、農地利用最適化推進委員と調整を図る。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・担い手や地区農業者の意向を踏まえ、今後、国、県等の関連農地整備事業を活用した農用地の大区画化、汎用化等を検討する。 ・畦畔除去等簡易な整備を検討し農作業の効率化に取り組む。 ・県道バイパス際の用水路整備に取り組む。 |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・隣接地区との連携や協力体制を整え、隣接地区も含めて新たな農業者の育成を検討する。 ・退職帰農した農業者を中心に集落営農グループの育成を図る。 ・兵庫県、JA等の営農指導制度を有効に利用する。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・高齢の農業者は地区内の農業を担う者へ委託作業を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

- ①年2回の点検を行い、多面的機能支払交付金を活用しながら補修していく。
- ②農業者の理解を得ながら有機堆肥を利用した有機農法、減農薬農法に移行する。
- ⑦年2回の点検を行い、多面的機能支払交付金を活用しながら補修していく。